海底火山「福徳岡ノ場」の噴火に係る関係省庁対策会議の開催について

令和３年１０月２８日
内閣官房長官決裁
令和６年６月28日
廃　　止

１　令和３年８月に発生した海底火山「福徳岡ノ場」の噴火により、軽石の漂着による船舶の航行や漁業への影響等が生じており、関係省庁が連携し、迅速に対応する必要があるため、海底火山「福徳岡ノ場」の噴火に係る関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。

２　対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

議　長　　内閣官房副長官（事務）
副議長　　内閣危機管理監
　　内閣官房副長官補（内政担当）
　　内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
構成員　　内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
　　内閣官房危機管理審議官
　　内閣府政策統括官（防災担当）
　　内閣府沖縄振興局長
　　水産庁次長
　　国土交通省水管理・国土保全局長
　　国土交通省海事局長
　　国土交通省港湾局長
　　観光庁次長
　　気象庁気象防災監
　　海上保安庁海上保安監
　　環境省水・大気環境局長
　　原子力規制庁次長

３　対策会議の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。

４　前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。